

1 目的

条例制定の目的を規定します。

<例>

別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例（別府市）

この条例は、障害を理解し、障害のある人への差別をなくすことに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障害のある人への差別及び虐待をなくすための取組に係る施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって障害のある人もない人も安心して安全に暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

多文化共生社会の形成の推進に関する条例（宮城県）

この条例は、多文化共生社会の形成の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、多文化共生社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定めて総合的かつ計画的に施策を推進することにより、国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重及び社会参画が図られる地域社会の形成を促進し、もって豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

筑紫野市地域福祉推進条例（筑紫野市）

この条例は、筑紫野市の地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の基本的な事項を定め、市民、市、事業者等の役割を明確にし、地域福祉に関する仕組みを制度として定めることにより、地域福祉を推進し、もってすべての市民が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせる協働と共生のまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例（荒尾市）

この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(案)

この条例は、共生社会の推進に関する基本理念を定め、市の責務、市民等の役割を明らかにするとともに、共生社会の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、共生社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって共生社会を実現することを目的とする。

2 用語の定義

条例で使用する用語の定義をします。

・「共生社会」の定義

<考え方>

市が目指す共生社会の姿を規定します。

- ・分かりやすくイメージできること
 - ・市の他の考え方との整合性がとれること
- これらの視点から、共生社会とはどのようなものか定めます。

<例>

鎌倉市第4期基本計画策定方針(案)

子どもからお年寄りまで、そして、社会との関わりの中で何らかの困難に直面している人も含め、すべての人が多様性を尊重し合い、輝き、互いの力を発揮しながら、安心して生涯暮らすことのできる共生社会を目指す

福祉政策マニフェスト

- ・子供からお年寄りまで、そして社会との関わりの中で、何らかの障害や困難に直面している人もみんな、すべての市民が生き生きと楽しく暮らすことのできる鎌倉
- ・すべての人がお互いに人格・個性・多様な生き方などを尊重し合い、共に支え合える環境がある共生社会

WHO憲章前文、日本WHO協会仮訳

健康とは、病気でないとか、弱っていないと言うことではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることを言う

内閣府

年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる

厚生労働省

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

3 基本理念

「共生社会」の推進・実現にあたり、市、市民等すべての人が理解し、共有すべき考え方として規定します。

<考え方>

「共生社会」を実現するためのさまざまな施策を展開していく際に、全体の共通認識として必要となる考え方を盛り込みます。

- ・土台（前提）となる考え
 - ・重要な考え
 - ・強調したい考え
- これらの視点から、基本理念に盛り込むべき要素を挙げてください。

<例>

- ・個人の尊厳の尊重
- ・自己選択・自己決定の尊重
- ・差別的取扱いの禁止
- ・相互の違いの理解、多様性の理解
- ・すべての人が地域・社会の一員としてさまざまな活動に参加する権利をもっていること
- ・一人ひとりが地域のことを自分ごととして捉え、共に支え合う関係を作ること
- ・何らかの困難を抱えた人に対しては、**自立（…用語の定義が必要）**に向けた包括的な支援を提供すること
- ・分野や制度を超えた支援体制を構築すること

4 市の責務・市民等の役割

「共生社会」の推進・実現に向けた、市の責務、市民、事業者等の役割を規定します。

<考え方>

「共生社会」を実現するためには、市、市民、事業者などさまざまな関係者の協力が必要です。

そのために、この条例で目指すことの前提となる一般的な義務や心構えを定めるものです。

<検討内容>

- ・ 誰の責務・役割を定めるか
- ・ それぞれの責務・役割を規定する

<例>

- ・ 誰の責務・役割を定めるか

市、市民、事業者 … 用語の定義が必要

- ・ 責務・役割の規定

〇〇は、△△の措置を講ずるよう努めなければならない。

〇〇は、△△の施策の実施に努めなければならない。

〇〇は、△△の施策に協力しなければならない。

(案)

(市の責務)

市は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民等の役割)

市民等は、基本理念に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めることとする。

5 基本的施策

参照：資料6

共生社会の実現に向けて市が実施する基本的施策を規定します。

<考え方>

共生社会の実現に向けて実施する施策には、「基本的施策」と「具体的施策」があります。

- ・ 基本的施策…全体への一貫した視点で規定するもの
「具体的施策」の上部に位置づけられる
- ・ 具体的施策…各分野あるいは行政の担当ごとの具体的な事業

条例によって、「基本的施策」のみを規定するものもあれば、「具体的施策」まで規定するものもあります。

条例は、市町村にとっての法律にあたるため、通常、時代とともに変化する具体的な内容は条例に記載しない傾向にあり、解釈の余地を残す表現が好まれます。

一方で、具体的な提案や罰則規定を持たない条例は実効性に乏しいと捉えられることもあり、条例にどの程度の施策を盛り込むとよいかは意見の分かれるところです。

<検討内容>

- ・ 基本的施策（例）4つの柱について
- ・ 条例に実効性をもたせるために、基本的施策にどこまで盛り込むか
本委員会では、共生社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に実施し、条例の目的を達成するために、どのような施策が必要か、条例で規定する施策にどのレベルの施策を盛り込むかを中心に、ご議論いただきたいと考えています。
- ・ 不足している視点・施策を挙げてください

<例>

<基本的施策・例1> 共生社会の実現に向けたわかりやすい情報提供と 情報アクセシビリティの向上

- (1) 合理的配慮に基づくわかりやすい情報提供の推進

【具体的な取組の例】

- ① 簡単で具体的な直接的表現の使用
- ② 文字まわりの配慮やレイアウトなど視覚的に認識しやすい見せ方の工夫
- ③ 伝達手段と用法の配慮

(2) 相談支援窓口の整備と充実

【具体的な取組の例】

- ①福祉総合相談窓口の設置
- ②市民が支援を受ける場や機会（住む、働く、学ぶ、集う、緊急時）等の社会資源の情報整理
- ③福祉サービスに関する情報を得る機会の格差是正

(3) 意思疎通手段の確保

【具体的な取組の例】

- ①読み書きが困難な市民や日本語を母語としない市民及び交流人口への対応
- ②意見表明に困難を持つ市民の社会参加の促進

＜基本的施策・例2＞共生社会の実現に向けた意識の醸成

(1) 学校教育及び社会教育における学習機会の創出

【具体的な取組の例】

- ①多様性や共生的な暮らしを学び支える「(仮称)鎌倉スタイルサポーター」プログラムの開発及び教育現場へのプログラム提供
- ②多様性少数者の社会参加及び市民交流の場の創出（パフォーミングアート事業、ヒューマンライブラリ事業など）

(2) 理解啓発及び広報の充実

【具体的な取組の例】

- ①地域共生についての普及・啓発のための講演会等の開催
- ②ポータルサイトの制作及びニュースレターの発行
- ③情報提供のための書式の整理

＜基本的施策・例3＞共生社会の実現に向けた物理的な環境整備

(1) 安全・安心な生活環境の整備の推進

【具体的な取組の例】

- ①公共施設のアクセスの確保
- ②重度障害者住宅設備改造工事への支援
- ③グループホーム及び住宅入居等への支援

(2) 利用しやすい道づくりの推進

【具体的な取組の例】

- ①道路渋滞の解消の推進
- ②歩道及び生活道路の整備の推進

(3) 公共交通機関への働きかけ

【具体的な取組の例】

- ① ノンステップバス導入の推進
- ② 駅及び駅周辺における重点地区のバリアフリー化の推進

＜基本的施策・例4＞共生社会の実現に向けた推進体制づくり

(1) 鎌倉の地域福祉の立場から共生社会を実現する市民及び市民団体との連携及び支援

【具体的な取組の例】

- ① 市民及び市民団体との連携及びネットワークづくりの推進
- ② 市民及び市民団体への助成金制度の整備
- ③ 「(仮称) 鎌倉スタイルサポーター」にかかるコーディネーター育成及びサポートステーションの開設

(2) 福祉現場の支援の質の向上と支援者支援の推進

【具体的な取組の例】

- ① 「(仮称) 鎌倉スタイルサポーター」の育成
- ② 専門職員間の連携強化及び研鑽の機会の創出
- ③ 支援者ネットワークづくりへの支援

(3) 分野や制度を超えた支援体制の構築

【具体的な取組の例】

- ① 分野を超えた医療・教育・福祉の連携の推進
- ② 年令で区切られない支援の引継ぎ方法の設計
- ③ 複合課題への対応

(4) 市の諸計画等への反映

【具体的な取組の例】

- ① 第3次鎌倉市総合計画 第4期基本計画（H30～31 策定、H32 施行）への基本的な考え方の反映
- ② 地域福祉計画（H31 策定、H32 施行）への基本的考え方の反映
- ③ 「(仮称) 障害者の情報・コミュニケーションにかかる条例（H32 策定、H33 施行）」への基本的考え方の反映
- ④ 「(仮称) 子ども総合支援条例（H30-31 策定、H31 施行）」への基本的考え方の反映